

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年7月25日
【会社名】	株式会社キューブシステム
【英訳名】	CUBE SYSTEM INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長 崎山 収
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎二丁目11番1号
【電話番号】	03 - 5487 - 6030（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 山岡 一裕
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎二丁目11番1号
【電話番号】	03 - 5487 - 6030（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 山岡 一裕
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 97,156,000円 （注）本募集金額は1億円未満ではありますが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第4項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	107,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株です。

- (注) 1 平成30年7月25日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	107,000株	97,156,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	107,000株	97,156,000	-

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
908	-	100株	平成30年8月30日	-	平成30年9月3日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとしします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社キューブシステム 本店	東京都品川区大崎2丁目11番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 五反田支店	東京都品川区西五反田2丁目19番3号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
97,156,000	-	97,156,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途です。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額97,156,000円につきましては、平成30年9月3日以降の諸費用支払等の運転資金に充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要（平成30年7月25日現在）

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）		
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号		
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 伊藤 尚志		
資本金	10,000百万円		
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務		
主たる出資者及びその出資比率	三菱UFJ信託銀行株式会社	46.5%	
	日本生命保険相互会社	33.5%	
	明治安田生命保険相互会社	10.0%	
	農中信託銀行株式会社	10.0%	

b 提出者と割当予定先との間の関係（平成30年7月25日現在）

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。

(役員報酬B I P信託の内容)

役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下、「B I P信託」といいます。）とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、B I P信託が取得した当社株式および当社株式の換価処分相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を役員および中期経営目標に対する達成度に応じて、取締役（社外取締役を除きます。以下同じ。）および当社と委任契約を締結している執行役員（以下取締役と併せて「取締役等」といいます。）に交付および給付（以下「交付等」といいます。）する制度（以下B I P信託により取締役等に株式の交付等を行う制度を「本制度」といいます。）です。

当社は、2015年8月に三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする役員報酬B I P信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定された信託を「本信託」といいます。）を締結し、本信託を設定しておりますが、2019年3月31日で終了する事業年度から2021年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度を対象期間として本制度を継続するため、当社が委託者となって本信託

の信託期間を3年間延長し、株式の取得資金等を本信託に確保するため、金銭を追加拠出することといたしました。

また、本信託契約では、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、共同受託に関する覚書を締結し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者として本信託に係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先を日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)としております。

本制度では、取締役等のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金等を拠出することにより信託を設定しております。日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)は、当社が定める株式交付規程に基づき当社取締役等に交付等を行うと見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得します。なお、本信託契約は、信託管理人である公認会計士 田村稔郎氏による内容の確認を得ております。

また、第三者割当につきましては、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結済の株式総数引受契約に基づいて行われます。日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)が取得した当社株式は、本信託契約に基づき、信託期間内において、株式交付規程に基づき受益者となった者に対して交付等が行われます。

本信託は株式交付規程に従い、取締役等の退任時に、一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、各事業年度における役員及び中期経営目標に対する達成度に応じて決定される当社株式の交付等を行います。当社株式の交付等につきましては、当社または信託管理人から受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後遅滞なく、当該受益者に対し、受益者の指定する証券会社の本人名義の口座に振り替える方法により行います。

また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使につきましては、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

三菱UFJ信託銀行株式会社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、分担して本信託の財産管理業務を実施します。その具体的な分担につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社は、本制度についてのスキーム管理ならびに当社への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、本制度実行に伴い生じる、「信託財産・指図書等の受渡業務、信託財産の運用の執行、信託財産の保管・決済、信託財産に関する租税・報酬・諸費用の支払い及び信託の計算、信託財産に係る源泉徴収事務」(以下「具体的信託事務」といいます。)について担当します。

この具体的信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当社、三菱UFJ信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び信託管理人にて合意することにより実施されることを確認しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と、共同受託者としてその業務を実施します。また、本合意に基づき、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が実施することから、割当予定先の信託財産の名義につきましては受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社ではなく、日本マスタートラスト信託銀行株式会社とします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、本制度において生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためです。

(参考) 信託契約の内容(継続後)

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	受益者要件を充足する当社の取締役等に対し、一定の当社株式および当社株式の換価処分金相当額の交付および給付を行うことで、中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	取締役等のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者(公認会計士)
信託期間延長の合意日	2018年8月30日(予定)
信託の期間	2015年8月24日~2018年8月31日 (2018年8月30日付の信託契約の変更により2021年8月31日まで延長予定)
議決権	行使しないものといたします。
取得株式の種類	当社普通株式
追加信託金	97,156,000円(予定)
株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得

帰属権利者 当社
残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内といたします。

(注) 信託期間の延長に際し、当社、受託者および信託管理人との間で信託期間の延長に関する合意書を締結します。当社は、同合意書の締結後、2015年6月25日に開催された第43回定時株主総会(以下「2015年株主総会」という。)で承認を受けた信託金の上限および取得株式数の上限の範囲内で追加信託を行います。

本信託から受益者に交付等を行う予定の株式の総数
107,000株(下記「d 割り当てようとする株式の数」と同数です。)

受益者の範囲

本信託の信託期間中に当社の取締役等として在任していること(本信託の信託期間中に新たに取締役等になった者を含みます。)

取締役等を退任していること

在任中に一定の非違行為その他の禁止行為を行った者でないこと

在任中に機密保持義務その他の重要な義務に違反した者でないこと

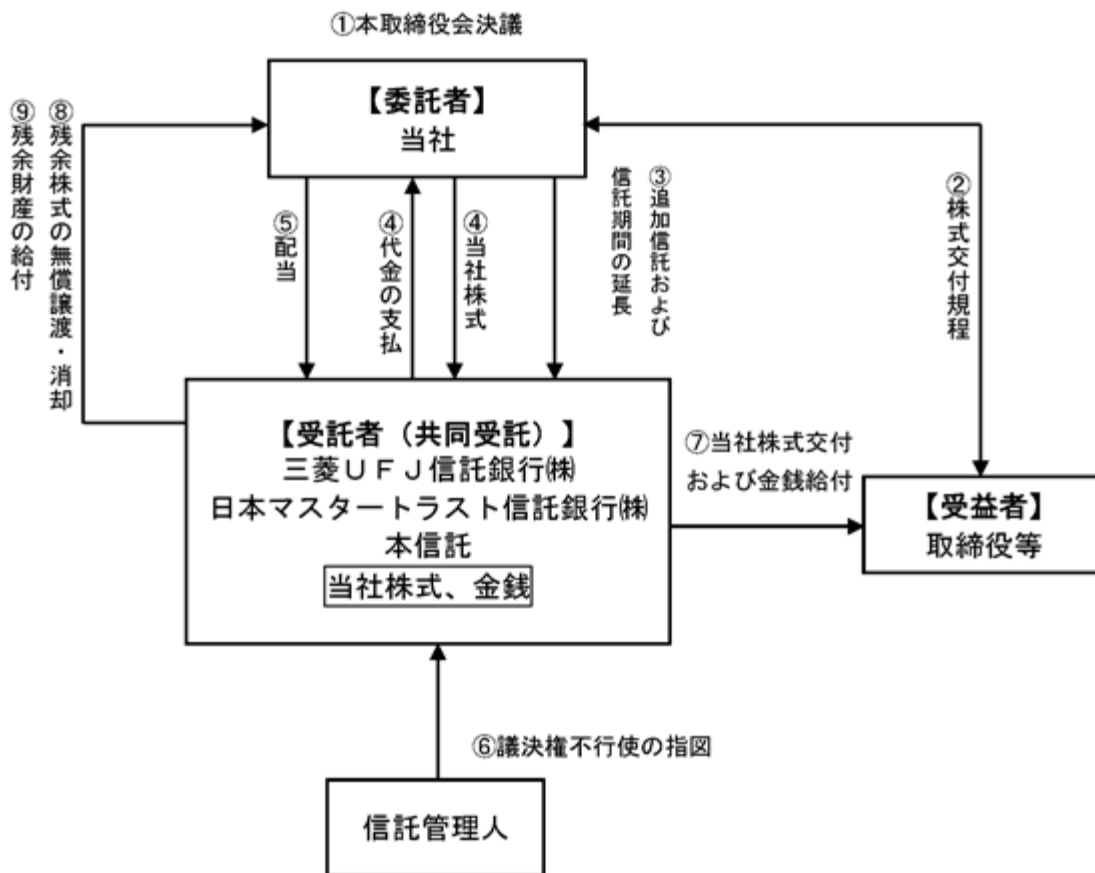
正当な解任事由に基づき取締役等を解任された者または取締役会による辞任勧告に従い辞任した者でないこと

累積ポイント数が決定されていること

その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

() ただし、本信託を終了する時点において、上記を除く受益者要件を満たす取締役等が在任している場合には、当該取締役等に当社株式等の交付等が行われることがあります。

<本信託の仕組み>



当社は、本制度の継続を本取締役会において決議しております。

当社は、株式報酬に係る株式交付規程を制定済です。

当社は、2015年株主総会の決議で承認を受けた範囲内で金銭を追加信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする本信託の信託期間を延長します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、で信託された金銭を原資として当社株式を当社(自己株式処分)から取得いたします。本信託が取得する株式数は2015年株主総会の承認決議の範囲内といたします。

本信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。

本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権が行使されないものといたします。

信託期間中、各事業年度における役位および中期経営目標に対する達成度に応じて、取締役等にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）に、累積ポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りの当社株式については本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。

信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定となっております。

受益者に分配された後の残余財産は、本信託の清算時に当社へ帰属する予定となっております。

c 割当予定先の選定理由

当社は、取締役等を対象に、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として本制度の継続を決議いたしました。

本制度の継続にあたっては、三菱UFJ信託銀行株式会社より提案を受け、当社との証券代行業務等の取引関係及びコスト等を他社比較等も含めて総合的に判断した結果、本信託の信託期間を延長することといたしました。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、当社が三菱およびUFJ信託銀行株式会社と締結した本信託契約に基づき、共同受託者として本信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）が割当予定先として選定しました。

今回の本制度の継続においても、割当予定先として、引き続き日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）を選定したものです。

d 割り当てようとする株式の数

107,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）は、本信託契約および株式交付規程に従い、取締役等の退任時に、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を、一定の受益者要件を満たす取締役等へ交付および給付することになっております。

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）が、払込みに要する資金に相当する金銭として、当社から本信託に拠出される追加信託金を、処分期日において信託財産内に保有する予定である旨、本信託契約により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家（委託者が顧問契約を締結している者を除きます。）であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職（以下「役員等」といいます。）、役員等であった者、又はそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者である当社と受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が協議の上、選任しております。

なお、本信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士田村稔郎氏としております。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、および割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かにつきましては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に照会を行った結果、同社の出資者や出資比率、役員等が日本マスタートラスト信託銀行株式会社のホームページおよびディスクロージャー誌の公開情報と相違ないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」という企業行動規範の基本方針に変更がない旨を確認いたしました。また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のい

れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことにつきましては、本信託契約において確約をしております。

その結果、当社は、割当予定先が特定団体等でないことおよび特定団体等と何ら関係を有していないと判断し、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠および合理性に関する考え方

払込価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分に係る取締役会決議日前日(2018年7月24日)の東京証券取引所における当社株式の終値である908円としております。当該価額を採用することにしたのは、取締役会決議日直近の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

また、当該株価は、東京証券取引所における当該取締役会決議の直前1か月間(2018年6月25日から2018年7月24日まで)の終値の平均値である900円(円未満切捨て)に100.89%(プレミアム率0.89%)を乗じた額であり、同直前3か月間(2018年4月25日から2018年7月24日まで)の終値の平均値である907円(円未満切捨て)に100.11%(プレミアム率0.11%)を乗じた額であり、同直前6か月間(2018年1月25日から2018年7月24日まで)の終値の平均値である856円(円未満切捨て)に106.07%(プレミアム率6.07%)を乗じた額であり、特に有利な払込価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記払込価額につきましては、取締役会に出席した監査役全員(3名、いずれも社外監査役)が、払込価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な払込価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量および株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に当社取締役等に交付等を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数15,279,840株に対し0.70%(小数点第3位を四捨五入、平成30年3月31日現在の総議決権個数140,354個に対する割合0.76%)となります。

また、本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い当社取締役等に交付等が行われることから、流通市場への影響は軽微であると考えており、処分数量および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
キューブシステム従業員持株会	東京都品川区大崎2丁目11番1号	1,668	11.89	1,668	11.80
崎山 収	神奈川県横浜市青葉区	1,646	11.73	1,646	11.64
小貫 明美	神奈川県横浜市金沢区	401	2.86	401	2.84
内田 敏雄	神奈川県小田原市	393	2.80	393	2.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口・75824口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	262	1.87	369	2.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	324	2.31	324	2.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	321	2.29	321	2.27
櫻井 正次	東京都渋谷区	316	2.25	316	2.24
佐藤 俊郁	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	300	2.14	300	2.12
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	276	1.97	276	1.96
計	-	5,909	42.10	6,016	42.54

(注) 1. 平成30年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。割合は小数点以下第3位を四捨五入して、表示しております。

3. 上記のほか当社保有の自己株式1,235,815株（平成30年3月31日現在）は、割当後1,128,815株となります。ただし、平成30年4月1日以降の単元未満株式の買取・買増分は含んでおりません。

4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、平成30年3月31日現在の総議決権数（140,354個）に本自己株式処分により増加する総議決権数（1,070個）を加えた数で除した数値です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第46期有価証券報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在までの間に生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

第2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた第46期有価証券報告書の提出日（平成30年6月27日）以後、本有価証券届出書提出日現在までに、以下の臨時報告書を平成30年6月29日に関東財務局長に提出しております。

（平成30年6月29日提出臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成30年6月27日開催の第46回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金16円

総額224,704,400円

効力発生日

平成30年6月28日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、崎山収氏、栃澤正樹氏、飯田賢一郎氏、山岡一裕氏、内田敏雄氏、関端広輝氏、椎野孝雄氏の7氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	88,262	216	0	(注)1	可決(99.8%)
第2号議案 取締役7名選任の件					
崎山 收	88,136	357	0	(注)2	可決(99.6%)
栃澤 正樹	88,187	306	0		可決(99.7%)
飯田 賢一郎	88,206	287	0		可決(99.7%)
山岡 一裕	88,052	441	0		可決(99.5%)
内田 敏雄	88,205	288	0		可決(99.7%)
関端 広輝	87,671	822	0		可決(99.1%)
椎野 孝雄	87,682	811	0		可決(99.1%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上

第3 最近の業績の概要について

平成30年7月25日開催の取締役会において決議された第47期第1四半期連結会計期間(自平成30年4月1日至平成30年6月30日)に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。ただし、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了していませんので、四半期レビュー報告書は受領していません。

四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,865,893	3,199,923
売掛金	2,413,564	1,776,705
有価証券	300,000	100,000
仕掛品	74,649	319,859
その他	110,665	120,330
貸倒引当金	801	625
流動資産合計	5,763,971	5,516,194
固定資産		
有形固定資産	265,704	265,011
無形固定資産	20,238	19,282
投資その他の資産		
投資有価証券	765,298	821,805
その他	720,340	654,822
投資その他の資産合計	1,485,638	1,476,628
固定資産合計	1,771,581	1,760,922
資産合計	7,535,552	7,277,116
負債の部		
流動負債		
買掛金	679,565	616,079
短期借入金	240,000	240,000
未払法人税等	184,687	26,681
賞与引当金	260,186	199,548
役員賞与引当金	35,400	6,362
受注損失引当金	148	302
その他	460,787	650,215
流動負債合計	1,860,775	1,739,188
固定負債		
役員退職慰労引当金	20,767	-
株式報酬引当金	105,165	115,157
退職給付に係る負債	67,509	44,442
資産除去債務	132,325	132,502
その他	192,879	212,883
固定負債合計	518,646	504,985
負債合計	2,379,422	2,244,173
純資産の部		
株主資本		
資本金	768,978	768,978
資本剰余金	759,707	759,707
利益剰余金	4,493,163	4,344,785
自己株式	971,698	971,714
株主資本合計	5,050,151	4,901,756
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	111,601	131,534
為替換算調整勘定	2,726	1,356
退職給付に係る調整累計額	28,933	25,056
その他の包括利益累計額合計	79,940	105,120
非支配株主持分	26,038	26,065
純資産合計	5,156,130	5,032,943
負債純資産合計	7,535,552	7,277,116

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第1四半期連結累計期間)

(単位:千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
売上高	3,039,932	3,082,495
売上原価	2,591,907	2,586,747
売上総利益	448,025	495,747
販売費及び一般管理費	375,853	385,752
営業利益	72,172	109,995
営業外収益		
受取利息	1,866	1,345
受取配当金	3,391	3,609
投資有価証券売却益	-	7,248
その他	928	2,972
保険解約返戻金	-	12,551
営業外収益合計	6,186	27,727
営業外費用		
支払利息	489	403
投資事業組合運用損	2,806	1,363
為替差損	279	2,070
その他	1,152	995
営業外費用合計	4,727	4,832
経常利益	73,631	132,889
税金等調整前四半期純利益	73,631	132,889
法人税等	40,660	55,763
四半期純利益	32,971	77,126
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失()	20	800
親会社株主に帰属する四半期純利益	32,992	76,325

(四半期連結包括利益計算書)
(第 1 四半期連結累計期間)

(単位 : 千円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成30年 6 月30日)
四半期純利益	32,971	77,126
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	25,725	19,933
為替換算調整勘定	921	1,370
退職給付に係る調整額	11,694	27,245
その他の包括利益合計	38,341	48,548
四半期包括利益	71,312	125,674
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	71,232	124,847
非支配株主に係る四半期包括利益	80	827

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日) 等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第46期)	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	平成30年6月27日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月27日

株式会社 キューブシステム

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂東 正裕 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 斎藤 毅文 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キューブシステムの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キューブシステム及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財務状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社キューブシステムの平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社キューブシステムが平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月27日

株式会社 キューブシステム

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂東 正裕 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 斎藤 毅文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キューブシステムの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キューブシステムの平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。